

# 愛知県高等学校等奨学金 令和2年度募集の御案内

愛知県では、高等学校等に在学する生徒の修学を支援するため、奨学金の貸与を行っています。

奨学金の貸与を希望される方は、在学する学校に申し出てください。

## 1 申込みの方法

申請書類を在学している学校から受け取り、学校へ提出してください。(予約採用決定者も同様)

## 2 申込み期限

令和2年6月5日(金)(予約採用決定者も同様)

## 3 奨学金の概要

### (1) 貸与月額及び返還期間

区 分		貸 与 月 額	返還期間	左記と選択できる月額	返還期間
国公立校	自宅通学	18,000円	10年	11,000円	6年
	自宅外通学	23,000円			
私立校	自宅通学	30,000円	12年		
	自宅外通学	35,000円			

### (2) 返 還

卒業後(又は退学や転学などで在学しなくなった後)半年後から貸与月額に応じた返還期間で返還(原則、月賦・半年賦・年賦のいずれかによる均等返還)

### (3) 返還猶予

- 卒業後も、大学、専門学校等の教育機関に在学中は申請により返還を猶予します。
- 低所得世帯の方を対象に、奨学生本人の収入が一定の額に達しない間は、申請により返還を猶予します。(平成24年度卒業生から対象)

## 4 貸与の対象となる方

次の(1)及び(2)に該当することが必要です。

(1) 親権者又は未成年後見人が県内に在住し、高等学校・専修学校高等課程に在学の方

(2) 経済的要件(次の(ア)又は(イ)に該当することが必要です。)

(ア) 令和元年度に高等学校等奨学金の貸与予約決定を受けた方

(イ) 父母等の課税標準額(市町村民税所得割の課税総所得金額)の合計額から一定額控除<sup>(\*)</sup>後の額が230万円以下の方(前年に貸与予約申請をされ不採用となった方も、(イ)を満たしていれば採用される可能性がありますので、貸与を希望する場合は申請してください。)

\*父母等の扶養親族のうち、令和2年1月1日時点で0歳~15歳の方一人につき33万円、16歳~18歳の方一人につき12万円を課税総所得金額から差引く。

## 5 問合せ先

日本福祉大学附属高等学校事務室 TEL: 0569-87-2311 (平日 9:00-16:30)

令和2年4月30日

奨学金の貸与を希望される皆様へ

日本福祉大学附属高等学校

愛知県高等学校等奨学金の申請に必要な証明書について（案内）

奨学金の申請に必要な 令和2年度分の「父母等の市町村民税所得割の課税総所得金額がわかる証明書」は、お住まいの市区町村の窓口で交付してもらう必要があります。

交付してもらう証明書の必要事項は下記のとおりとなっています。市区町村の窓口へお出かけになる際には、この案内をお持ちいただき、必要事項を満たした証明書を交付してもらうようにしてください。

### 記

#### 1 課税総所得金額が記載されているもの

課税総所得金額が「\*\*\*」等、課税総所得金額の記載がないものや、「非課税であることのみ」を証明されているものは使用できません。

非課税の場合、課税総所得金額が「0円」と表記された証明書が必要です。

#### 【父母等について（以下のとおり）】

区分	父母等（所得判定の対象者）	備考
貸与を希望する方の <u>父母が婚姻中</u>	<u>父母の両方</u>	
父母が離婚している	貸与を希望する方と <u>同居している父又は母</u>	父又は母が再婚している場合は、 <u>父又は母と、その再婚相手の両方</u>
父母の一方が死亡している	他方の父又は母	
父母の両方とも死亡又は行方不明	貸与を希望する方の生計を主に維持している方	
貸与を希望する方が独立の生計を営んでいる	貸与を希望する方本人	配偶者がいる場合は、貸与を希望する方とその配偶者の両方

#### 2 マイナンバーが記載されていないもの

マイナンバーは、愛知県高等学校等奨学金の貸与事務で利用しません。

#### 3 問合せ先

御不明な点がございましたら、以下の問合せ先まで御連絡ください。

日本福祉大学附属高等学校事務室 TEL：0569-87-2311（平日9:00-16:30）

以上